CORPORATE GOVERNANCE

Dai Nippon Printing Co., Ltd.

## 最終更新日:2015年11月27日 大日本印刷株式会社

代表取締役社長 北島義俊

問合せ先:広報室 TEL 03-6735-0101

証券コード:7912

http://www.dnp.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

# I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

## 1. 基本的な考え方 更新

当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、"DNPグループは、人と社会をつなぎ、新しい価値を提供する"ことを企業理念として掲げる「DNPグループビジョン2015」を定め、4つの成長領域("知とコミュニケーション"、"食とヘルスケア"、"住まいとモビリティ"、"環境とエネルギー")を軸として、取締役による健全な企業家精神に基づくさまざまなビジネスチャンスに果敢に挑戦するとともに、実効的な監督が行われるための環境整備を行っている。また、社会的責任(CSR)を果たし、株主や顧客、生活者、社員などさまざまなステークホルダーから信頼されることが、今後の事業競争力の向上に不可欠であると認識している。そのためには、内部統制システムを含めたコーポレートガバナンスの充実は、経営上の重要課題であると考えている。的確な経営の意思決定、それに基づく適正かつ迅速な業務執行、並びにそれらの監督・監査を可能とする体制を構築・運用するとともに、個々人のコンプライアンス意識を高めるため研修・教育を徹底し、総合的にコーポレートガバナンスの充実が図れるよう努めている。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価及び概要の開示】

当社は、取締役会の機能向上を図るため、取締役会の実効性の分析・評価を行う。今後、外部の専門家による意見を踏まえた取締役会の実効性評価項目・分析方法を定め、各取締役の自己評価も併せ、取締役会において実効性の分析・評価を実施し、毎年、その結果の概要を開示する。

# 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

#### 【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社が、他社の上場株式を取得するのは、営業政策上の得意先との関係強化や、新技術・新製品の共同開発先との連携強化を目的としている。保有する上場株式については、保有先との取引状況の推移、保有先の業績動向、当社の事業の状況や中長期的な経済合理性・将来の見通しを踏まえて、保有の意義・目的について、定期的に検証を行っている。その結果、保有の意義がないと判断した上場株式については、売却を進めている。

したがって、保有を継続する上場株式は、当社の業績及び企業価値の向上に寄与するものと考えている。

このような保有株式の議決権行使にあたっては、当該保有先との関係強化及び連携強化を通じて、当社の業績及び企業価値を高めることに資するかどうかを判断基準としている。

### 【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、毎年、会社法等に則り、各取締役から関連当事者に該当する取引の状況を聴取し、その内容につき外部会計監査人の監査を受けている。また、関連当事者間の取引がある場合は、取締役会規則に基づき、取締役会決議を受けている。

#### 【原則3-1 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、"DNPグループは、人と社会をつなぎ、新しい価値を提供する"ことを「企業理念」として掲げる「DNPグループビジョン2015」を定め、"知とコミュニケーション"、"食とヘルスケア"、"住まいとモビリティ"、"環境とエネルギー"の4つを成長領域として位置付け、新しい価値の提供により事業を拡大している。具体的な経営目標及び事業戦略等については、当社のアニュアルレポート等に記載している。

http://www.dnp.co.jp/ir/index\_annual.html

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の上記「1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬等については、株主総会で承認された取締役報酬等の限度内で算定しており、構成員を独立社外取締役とする諮問委員会の助言・提言を踏まえ、経営会議において検討・審議し、取締役会で協議・決議する。

各取締役の報酬等については、担当する職務、責任、業績、貢献度等の要素を基準として、総合的に勘案し決定している。

なお、常勤取締役については、月額報酬の一部を当社役員持株会に毎月拠出し自社株購入に充てる制度を導入し、購入した株式は退任時まで売却を不可とすることから、中長期的な企業成長と株主価値の向上に連動する報酬制度の性格を持たせている。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、取締役候補者の指名にあたり、構成員を独立社外取締役とする諮問委員会の助言・提言を踏まえ、経営会議において検討・審議し、取締役会で協議・決議する。

監査役候補者の指名については、構成員を独立社外取締役とする諮問委員会の助言・提言を踏まえ、経営会議において検討・審議し、監査役会の同意を受けたうえで、取締役会で協議・決議する。

取締役・監査役候補者の指名においては、その人物の人格・能力・見識・責任感・リーダーシップや、当社の企業規模や多岐にわたる事業分野において必要とされる広汎かつ専門的な知識・経験・判断力等の基準を十分考慮のうえ、その職務と責任を全うできる適任者を選任している。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明取締役・監査役候補者の指名理由の一部として、参考書類に記載の略歴・地位・担当等が挙げられている。

#### 【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務(1)】

取締役会は、法令及び定款の範囲で、取締役会決議事項及び取締役への委任事項を、取締役会規則、稟議規程、組織規則等において定めて

おり、経営や経理に関する重要な一般稟議事項、重要な組織に関する人事稟議事項、一定金額以上の設備投資に関する設備稟議事項などの項目に従って、取締役への委任範囲が明確に定められている。

#### 【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、「DNPグループビジョン2015」に基づいて新しい価値を提供し、中長期にわたって事業の拡大を目指すにあたり、当社と利害関係のない独立社外取締役を2名選任している。社外取締役塚田忠夫氏は、主に機械工学に関する深い学識と豊富な経験を有しており、また社外取締役宮島司氏は、法律学に関する深い学識と豊富な経験を有しており、この2名は、取締役会における監督機能に加え、その専門的な知識・経験と高い見識に基づく経営に対する助言・提言を通じて、取締役会の透明性と説明責任の向上に貢献するとともに、ステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させる役割を担っている。

#### 【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役を含む独立役員の独立性基準を、取締役会で決議している。

基準については、本報告書の下記【独立役員関係】の「その他独立役員に関する事項」に記載しておりますので、ご参照ください。

#### 【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、多岐にわたる事業分野において迅速・的確な経営判断を行うため、それぞれの専門的知識や経験を備えた業務執行取締役が経営の意思決定に参加することで多様性や適正規模を確保し、各取締役が責任と権限をもって職務を執行するとともに、他の取締役の職務執行の監督を行うことのできる体制としている。また、経営に関する適正な監督機能を一層強化するため、独立性を有する社外取締役が経営の意思決定に参画している。

#### 【補充原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役・監査役の他社役員の兼任については、合理的な範囲であることとし、これを取締役会で決議している。また、他の上場会社の兼任状況は、原則として5社以内にとどめることとし、事業報告等で開示している。

#### 【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニングの方針】

当社は、会社法及び「DNPグループ行動規範」に従って適切に職務を遂行するため、新任役員に対し、当社の事業全体への理解に加え、適切な投資判断に資する財務知識の習得やコンプライアンス意識を高めることの重要性について研修を実施している。また、就任後においても、適宜、外部の専門家による講習・研修を受講・利用することができる。これらの費用負担については、会社に請求できる。

## 【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

(方針)

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、株主を含めたあらゆるステークホルダーとの対話が不可欠であると捉え、「DNPグループビジョン2015」において、企業理念の実現に向けた「行動指針」として"対話"を明文化して掲げている。株主からの建設的な対話の申込みについては、IRを担当する取締役が、合理的な範囲で対応することを基本としている。

- (1)当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組として、コーポレートコミュニケーション本部広報室にIR部門を設置し、同本部担当取締役がこれを統括している。
- (2)この統括の下、広報室、法務部、有価証券部等を所轄する各部門が日常的に連携し、情報共有と課題解決に努め、株主との対話の効果を一層高めるための有機的な体制を構築し、運用している。
- (3)この体制を活かし、年2回の株主判明調査を実施することで株主構造の把握に努めながら、株主・機関投資家等とのミーティングを通じて率直な意見交換を実施するとともに、工場見学会や技術戦略セミナー等の適宜開催、IR資料を改善し当社ホームページでの公表など、多様な対話手段を行っている。
- (4)その結果等は、担当取締役を通じて取締役会に報告され、経営の意思決定に活用するとともに、株主を含むステークホルダーとのさらなる建設的な対話の促進につなげている。
- (5)当社は、情報開示について「ディスクロージャーポリシー」(http://www.dnp.co.jp/ir/index\_disclose.html)を定め、自主的開示に積極的に取り組むとともに、インサイダー情報の漏洩防止に努めている。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

## 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	46,414,000	6.82
第一生命保険株式会社	30,882,215	4.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	26,488,000	3.89
株式会社みずほ銀行	18,413,200	2.71
自社従業員持株会	15,642,028	2.30
日本生命保険相互会社	9,471,177	1.39
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン エスエーエヌブイ 10	8,363,890	1.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	7,538,000	1.11
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225	7,401,492	1.09
ステート ストリート バンク ウエスト クライアント トリーティー 505234	7,352,903	1.08

## 補足説明更新

#### 上記の大株主の状況に関する注記

- 1. 上記のほか、当社が実質的に所有している自己株式が51,351,150株ある。
- 2. 第一生命保険株式会社については、上記の他に退職給付信託に係る信託財産として設定した当社株式が3,764,000株ある。
- 3. 株式会社みずほ銀行については、上記の他に退職給付信託に係る信託財産として設定した当社株式が6,658,000株ある。
- 4. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから2013年1月4日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、2012年12月24日現在で、以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けたが、当社として2015年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていない。

### (大量保有報告書内容)

氏名又は名称:株式会社三菱東京UFJ銀行

住所:東京都千代田区丸の内2-7-1

所有株式数:3,537千株

発行済株式総数に対する所有株式数の割合:0.51%

氏名又は名称:三菱UFJ信託銀行株式会社

住所:東京都千代田区丸の内1-4-5

所有株式数:32,562千株

発行済株式総数に対する所有株式数の割合:4.65%

氏名又は名称:三菱UFJ投信株式会社 住所:東京都千代田区丸の内1-4-5

所有株式数:4,037千株

発行済株式総数に対する所有株式数の割合:0.58%

氏名又は名称:三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

住所:東京都千代田区丸の内2-5-2

所有株式数:2,525千株

発行済株式総数に対する所有株式数の割合:0.36%

所有株式数 計:42.662千株

発行済株式総数に対する所有株式数の割合 計:6.09%

#### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3月

業種その他製品

直前事業年度末における(連結)従業員

数

1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 1兆円以上

直前事業年度末における連結子会社数 100社以上300社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

# 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、上場子会社を4社有している。これらの上場子会社は、いずれも独自の意思決定手続に基づいて経営判断を行っており、また独自のコーポレート・ガバナンス体制を構築・運用している。当社は、株主としての権利行使を通じて、DNPグループ全体の価値向上という目的を共有するとともに、経営の効率化に寄与できるよう、それぞれの経営に限定的に関与している。

# **Ⅲ**経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

## 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

## 【取締役関係】

定款上の取締役の員数 20名

定款上の取締役の任期 1年

取締役会の議長
社長

取締役の人数 18 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 2名

社外取締役のうち独立役員に指定され 2名 ている人数

#### 会社との関係(1)

正友	E #				5	会社と	_の関	係(>	<b>(</b> )			
<b>八</b> 位	属性	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
塚田 忠夫	学者											
宮島 司	学者											

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

# 会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
塚田 忠夫	0		学識経験者としての高い見識と幅広い経験等を当社事業活動に活かすとともに、社外取締役として客観的な立場から経営の意思決定に参画することができると考える。なお、同氏は有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号に定める要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断している。
宮島 司	0		学者としての法律専門的知識を当社事業活動に活かすとともに、社外取締役として客観的な立場から経営の意思決定に参画することができると考える。 なお、同氏は有価証券上場規程施行規則第21

#### 指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	諮問委員会	2	0	0	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	諮問委員会	2	0	0	2	0	0	社外取締役

補足説明

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 5 名

監査役の人数 5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から期初に監査計画の説明を受け、期中に適時監査状況を聴取し、期末に監査結果の報告を受けるなど、緊密な連携を 図っている。

当社の内部監査部門である監査室は、「内部監査規程」に則り、業務執行部門から独立した客観的な視点でDNPグループの会計監査、業務監査を実施しており、その監査結果を定期的に監査役へ報告している。また、監査役は、監査室と定期的に情報交換を行っている。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 3名

社外監査役のうち独立役員に指定され 2名 ている人数

## 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
Да	周注	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	1	m
池田 眞一	他の会社の出身者													
松浦 恂	弁護士													
野村 晋右	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- i 上場会社の取引先(f,g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
池田 眞一	0		他社における業務経験を活かした幅広い見識を有しており、社外監査役として適任であり、 監査機能を強化できると考える。 なお、同氏は有価証券上場規程施行規則第21 1条第4項第6号に定める要件に該当せず、一 般株主と利益相反の生じるおそれはないと判 断している。
松浦 恂	0		弁護士としての法律専門知識を有しており、社 外監査役として適任であり、監査機能を強化で きると考える。 なお、同氏は有価証券上場規程施行規則第21 1条第4項第6号に定める要件に該当せず、一 般株主と利益相反の生じるおそれはないと判 断している。
野村 晋右			弁護士としての法律専門知識を有しており、社 外監査役として適任であり、監査機能を強化で きると考える。 なお、同氏は有価証券上場規程施行規則第21 1条第4項第6号に定める要件に該当せず、一 般株主と利益相反の生じるおそれはないと判 断している。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

4名

#### その他独立役員に関する事項

#### <大日本印刷株式会社 独立役員の独立性基準>

以下のいずれにも該当せず、当社の経営陣から独立した中立の存在でなければならない。

- (1)当社及び当社の関係会社(以下、総称して「当社グループ」)の業務執行者(過去10年前から現在までに該当する者。なお、過去10年間において、当社グループの非業務執行取締役又は監査役であったことがある者については、当該取締役又は監査役への就任の前10年間において業務執行者に該当する者を含む。)
- (2) 当社グループを主要な取引先※とする者又はその業務執行者
- ※当社グループに製品又はサービスを提供する取引先グループ(直接の取引先が属する連結グループに属する者)であって、当社グループに提供する製品又はサービスの取引金額が当該取引先グループの直近事業年度における連結年間売上高もしくは総収入金額の2%の額を超える者
- (3) 当社グループの主要な取引先※又はその業務執行者
- ※当社グループが製品又はサービスを提供する取引先グループであって、当社グループから当該取引先グループに対する製品又はサービスの取引金額が、当社グループの直近事業年度における連結年間売上高の2%の額を超える者
- (4) 当社グループの主要な借入先※又はその業務執行者
- ※当社グループの直近事業年度における連結総資産の2%を超える貸付を行っている者
- (5)当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産※を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が団体である場合は、当該団体に所属する者)
- ※当社グループから、役員報酬以外に、直近事業年度において、年間1000万円又はその者の売上高もしくは総収入金額の2%のいずれか高い 方の額を超える財産を得ている者
- (6)当社の主要株主(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)又はその業務執行者
- (7)当社グループが大口出資者(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)となっている者の業務執行者
- (8) 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
- (9) 最近(1年以内)において、上記(2)から(7)該当していた者
- (10)上記(1)から(4)までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く)の近親者(二親等内の親族)
- (11) 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(過去10年前から現在までに該当する者)
- (12) 当社が寄付※を行っている先又はその業務執行者(過去10年前から現在までに該当する者)
- ※直近3事業年度の平均で年間1000万円又は寄付先の年間総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付

# 【インセンティブ関係】

該当項目に関する補足説明

取締役報酬は、基本報酬と賞与で構成している。基本報酬の一部は業績・貢献度等を反映しており、賞与については業績などを基準に算定して いることから、一定のインセンティブ付与を実施していると考えている。常勤取締役については、月額報酬の一部を当社役員持株会に毎月拠出し 自社株購入に充てる制度を導入し、購入した株式は退任時まで売却不可とすることから、中長期的な企業成長と株主価値の向上に連動する報 酬制度の性格を持たせている。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

#### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して開示している。

2015年3月期の取締役及び監査役に対する報酬等の内容は以下のとおりである。

取締役及び監査役に支払った報酬

取締役 22名 1,292百万円 監査役 5名 146百万円

(注)1. 上記金額には、当事業年度における役員賞与引当金繰入額(取締役148百万円)が含まれている。

2. 上記金額には、社外役員の報酬等の額 5名 100百万円が含まれている。

報酬の額又はその算定方法の決定方

針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については、株主総会で承認された取締役報酬等の限度内で算定しており、構成員を独立社外取締役とする諮問委員会の助 言・提言を踏まえ、経営会議において検討・審議し、取締役会において協議、決議する。

各取締役の報酬等については、担当する職務、責任、業績、貢献度等の要素を基準として、総合的に勘案し決定している。

監査役の報酬等については、株主総会で承認された監査役報酬等の限度内で算定しており、各監査役の報酬等については監査役の協議によ り決定している。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、当社法務部が窓口となり、定期的に情報提供の場を設けている。

監査役に対しては、その職務を補助するため、監査役室を設置し、専任のスタッフを置いており、社外監査役の職務についても補助している。内 部監査部門である監査室及び内部統制の統括部門である企業倫理行動委員会は、その監査内容、業務の適正を確保するための体制等の構 築・運用状況等について、それぞれ定期的に監査役へ報告している。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、多岐にわたる事業分野に関しそれぞれの専門知識や経験を備えた取締役が経営の意思決定に参加し、責任と権限を持って職務を執 行するとともに、他の取締役の職務執行の監督を行うことのできる体制としている。また、経営に関する的確かつ迅速な意思決定、それに基づく 円滑な業務執行、及び適正な監督機能を一層強化するため、独立性を有する社外取締役が経営の意思決定に参画するとともに、執行役員を取 締役会により選任し、取締役会で決定された事項の業務執行を担当し、取締役から委譲された事項の決定とその執行につき責任と権限を有し、 また取締役との密接な対話を通じて、より現場に近い立場からの意見を経営に反映している。

当社は、経営環境の変化に対応して、最適な経営体制を機動的に構築するとともに、事業年度における経営責任をより一層明確にするため に、取締役の任期を1年としている。

取締役会は、社外取締役2名を含む18名から構成され、原則として月1回開催し、「取締役会規則」に基づきその適切な運営を確保するととも に、取締役は相互に職務の執行を監督している。また、経営活動の迅速性及び効率性を高めるため、専務以上の取締役で構成する経営会議を 設置し、原則として月1回開催し、経営方針、経営戦略及び経営上の重要な案件等について検討・審議している。なお、取締役・監査役候補の指 名、及び各取締役の報酬等については、構成員を独立社外取締役とする諮問委員会の助言・提言を踏まえて、経営会議において検討・審議し、 取締役会で協議・決議する。

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役1名や社外監査役3名を含む5名から

構成され、各監査役は、取締役の職務執行について、監査役会の定める監査基準及び分担に従い、監査を実施しており、必要に応じて、取締役及び使用人に対して、業務執行に関する報告を求めている。

2015年3月期において当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人及び監査業務に係る補助者の構成については、以下のとおりである。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名 笹山 淳、二階堂 博文、塚越 継弘、木村 ゆりか
- ・所属する監査法人 明治監査法人
- ・会計監査業務に係る補助者数 公認会計士 17名、その他 3名

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の社外取締役2名及び社外監査役3名は、当社と直接利害関係を有するものではなく、当社業務から独立した視点で経営に対する中立的な監督、監査が行われていると考える。

社外取締役は、社内取締役に対する監督機能に加え、見識に基づく経営助言を通じて、取締役会の透明性と説明責任の向上に貢献する役割を担っている。社外監査役は、会計監査及び業務監査双方の妥当性を高め、経営に対する監視機能を果たしている。

このような社外取締役/社外監査役が適切に機能する前記のコーポレート・ガバナンス体制を採用することにより、取締役会における適切かつ効率的な意思決定が担保されると考える。

# **株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況**

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送

2015年6月26日開催の定時株主総会招集通知を6月5日に発送している。

電磁的方法による議決権の行使

定時株主総会において、電磁的方法による議決権行使は可能である。

議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームに参加している。

招集通知(要約)の英文での提供

狭義の招集通知及び株主総会参考書類の英文を当社の英文ホームページに掲載している。

その他

事業報告のビジュアル化等に取り組んでいる。 招集通知を当社ホームページに6月1日から掲載している。

2. IRに関する活動状況 **更新** 

補足説明

代表者自身 による説明 の有無

ディスクロージャーポリシーの作成・公表

当社は、株主・投資家の皆様に対して、透明性・公平性・継続性を基本とし、適時・適切な情報開示を行うため、情報開示の基準、情報開示の方法、沈黙期間について、ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページに掲載している。(http://www.dnp.co.jp/ir/index disclose.html)

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

定期的説明会は実施していないが、個別ミーティングを年間約170回以上実施している。また、工場見学会、技術・戦略セミナー等を開催している。

なし

IR資料のホームページ掲載

決算短信(日本語版・英語版)、アニュアルレポート(日本語版・英語版)、データブック(日本語・英語共通版)、株主通信「DNPレポート」(日本語版)、有価証券報告書などのIR資料を当社ホームページのIRコーナーに掲載している。

IRに関する部署(担当者)の設置

広報室にIRグループを設け、専任者4名の体制でIR対応している。

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

## 補足説明

社内規程等によりステークホルダーの 立場の尊重について規定 2006年7月、国連のグローバル・コンパクトに賛同表明し、人権・労働・環境・腐敗防止の4分野にわたる10原則に自主的に取り組んでいる。また、2007年10月、全社員の行動規範として定めていた「DNPグループ行動憲章」と「大日本印刷グループ社員行動規準」の内容を拡充し、「DNPグループ行動規範」として制定した。その中に、企業の社会的責任(CSR)を果たし、株主や顧客、生活者、社員などさまざまなステークホルダーを尊重し、信頼を得られるよう行動していくことを規定している。また、DNPグループの事業活動だけでなく、社会的課題への取り組みや環境管理活動などをまとめた「DNPグループCSR報告書」(毎年発行)において、さまざまなステークホルダーとのコミュニケーションを通じて理解を深め、相互に信用・信頼を高めていく旨、掲載している。

環境保全活動、CSR活動等の実施

環境管理活動としては、1972年に環境部を開設し、持続可能な社会の構築に貢献するため活動し、1993年には現在の環境マネジメントシステムによる環境管理活動を実施している。環境目標に基づいて、製品の設計段階から使用後の廃棄に至るまで地球環境に配慮した製品の開発を進めるとともに、地球温暖化防止や産業廃棄物削減、有害物質の削減、グリーン購入などに積極的に取り組んでいる。また、生物多様性については、2010年に「生物多様性宣言」を策定。「事業所内の緑地づくり」と「原材料の調達」を重点テーマに設定し、具体的な取り組みを推進している。こうした活動については、「DNPグループ環境報告書」、「DNPグループCSR報告書」および当社ホームページに詳細に記載している。CSR活動に関しては、2004年にDNPグループ全体での横断的な取り組みを推進するため、CSR委員会とCSR推進室を開設した。

CSR委員会及びCSR推進室は、各部門と連携し、社会動向を踏まえたDNPグループにおけるCSR課題の抽出とその改善への取り組みを進めるとともに、社内の啓発活動や社外への情報発信を行っている。2015年には、社会課題に配慮し、持続可能なビジネスを展開する企業として、世界的に権威のある社会的責任投資指標「DJSI World」の構成銘柄に11年連続で選ばれたほか、「FTSE4Good Global」、「CDP The Climate A List 2015」などに選定された。

ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定 当社は、株主、投資家、企業、生活者、その他のステークホルダーによる、DNPグループに対する適正な評価及び信頼の確保に資することを目的として、「情報開示規程」を定め、適時・適切な情報開示を行っている。なかでも、株主、投資家に対する決算情報などの開示に関しては、金融商品取引法等の関係法令および東京証券取引所の定める「適時開示規則」に従い、迅速に情報の開示を行っている。また、適時開示規則に該当しない情報についても、当社への理解を得ていただくうえで必要または有用と思われる情報について、迅速かつ積極的に情報開示を行っている。その体制としては、2006年5月に「情報開示委員会」を設置し、会社情報の収集、内容、開示の方法などの審議・承認を経て迅速に公表することとしている。

文化活動:印刷技術と連携の深いグラフィックデザインをより身近に感じていただけるよう、1986年にggg(ギンザ・グラフィック・ギャラリー)(東京・銀座)を、1991年にdddギャラリー(大阪・なんば)を、1995年にCCGA(現代グラフィックアートセンター)(福島・須賀川)を開設し、独自の展覧会や講演会を開催している。これらの文化施設とその運営は2008年に設立されたDNP文化振興財団に引き継がれ、活動の充実を図っている。

当社では、持続的な成長を確保するため、「働き方の変革」を進め、女性の活躍促進を含む多様な人材を活かすダイバーシティ経営に取り組んでいる。2014年には経済産業省が主催する「ダイバーシティ経営企業100選」に選定された。

役員への女性の登用:現在女性役員はいないが、人材の登用は性別で区別せず、能力・見識などを総合的に評価し判断している。

また当社では、人材の有効活用施策の一環として、3つの柱で女性の活躍推進と育成に取り組んでいる。

- 1. 多様性を尊重する職場風土の醸成: 多様な人材を活かすためのマネジメント研修を実施し、公平・公正な採用、配置、昇級など性別による区別無く、能力、成果に応じた評価を行っている。
- 2. 女性社員のキャリア形成支援:若手女性社員のキャリア形成支援として、会社の幹部も参加する「女性社員活躍支援ミーティング」や、女性のリーダー層の育成を念頭に、「メンター制度」を実施している。
- 3. ワークライフバランス推進:女性に限らず、全社員が柔軟に働ける職場環境作りを推進している。

その他

# **IV**内部統制システム等に関する事項

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

#### [1]基本的な考え方及び体制整備の概要

会社法及び会社法施行規則に基づいて取締役会が決議した、当社の業務並びに当社及び当社子会社から成る企業集団(DNPグループ)の業務の適正を確保するための体制の整備の内容の概要は、以下のとおりである。

- 1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1)DNPグループ全社員(取締役を含む)の行動の規範として制定した「DNPグループ行動規範」をDNPグループ全社員に配布するとともに、研修等を通じてその徹底を図る。
- (2)当社取締役会は、原則として月1回開催し、「取締役会規則」に基づきその適切な運営を確保するとともに、取締役は相互に職務の執行を監督する。また、独立性を有する社外取締役を選任することにより、取締役の職務執行の適法性を牽制する機能を確保する。さらに業務執行取締役は、「組織規則」、「職務権限規程」、「稟議規程」その他の社内規則等に則ってその権限を行使するとともに、本社各基本組織を担当する執行役員又は組織長の業務執行を監督することにより、法令定款違反行為を未然に防止する。
- なお、当社は監査役会設置会社であり、独立性を有する社外監査役を含む各監査役は、取締役の職務執行について、当社監査役会の定める監査基準及び分担に従い、監査を実施する。
- (3)当社企業倫理行動委員会は、「DNPグループ・コンプライアンス管理基本規程」に基づき、DNPグループにおける業務の適正を確保するための体制等の構築及び運用を統括する。
- (4)情報開示委員会、インサイダー取引防止委員会、情報セキュリティ委員会、製品安全委員会、環境委員会、苦情処理委員会、中央防災会議等及び特定の法令等を主管する本社各基本組織は、当社企業倫理行動委員会の統括のもと、その主管する分野について、他の本社各基本組織及び各グループ会社に対し検査・指導・教育を行う。
- (5)本社各基本組織の長は、「DNPグループ・コンプライアンス管理基本規程」に基づき、それぞれの業務内容等に照らして自部門に必要な体制・手続を自律的に決定し、実施・点検・評価・改善を行う。
- (6)当社監査室は、「内部監査規程」に基づき、業務執行部門から独立した立場で、本社各基本組織及び各グループ会社に対して、業務の適正を確保するための体制等の構築・運用状況等についての内部監査及び指導を行う。
- (7)当社企業倫理行動委員会は、DNPグループにおける内部通報の窓口である「オープンドア・ルーム」を社内外に設置し、また資材調達先及び業務委託先からの情報提供の窓口である「サプライヤー・ホットライン」を設置し、社員の法令違反等に関する通報・情報を受け、その対応(通報者に対して不利な取扱いをしないことを含む)を行う。
- (8)財務報告に係る内部統制の整備・運用及びその評価・報告については、当社取締役会において定める「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書及び基本計画書」に基づいて対応し、法令等への適合性と財務報告の信頼性を確保する。
- (9)反社会的勢力との関係遮断に向けた体制については、「DNPグループ行動規範」において反社会的勢力との企業活動を一切行わないことを 定め、これを遵守するとともに、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には関係遮断を可能とする取り決めを、各取引先との間ですす める。また、反社会的勢力による不当要求に備えて、DNPグループでは警察、弁護士等の外部専門機関との連携を強化する。
- 2. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

DNPグループにおけるコンプライアンス、情報セキュリティ、環境、災害、製品安全、インサイダー取引及び輸出管理等の経営に重要な影響を及ぼすリスクの管理については、当社企業倫理行動委員会、各専門の委員会その他の本社各基本組織において、規程等の整備、研修の実施等を行い、リスクの未然防止に努めるとともに、リスク発生時には、DNPグループにおける損失を回避・軽減するため、速やかにこれに対応する。また、当社企業倫理行動委員会の統括のもと、定期的にリスクの棚卸しを行い、経営に重要な影響を及ぼす新たなリスクについては、速やかに対応すべき組織及び責任者たる取締役を定める。

- 3. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて 適宜開催する。また、公正かつ効率的な経営の意思決定に資するため、構成員を独立社外取締役とする諮問委員会を設置し、取締役の報酬や 候補者の指名などの重要事項について助言・提言を得るとともに、専務以上の取締役からなる経営会議を原則として月1回開催し、経営上の重 要な案件について検討・審議を行っている。
- (2)取締役会の決定に基づく職務の執行については、業務執行取締役は、「組織規則」、「職務権限規程」、「稟議規程」その他の社内規則等で定める範囲において、本社各基本組織を担当する執行役員又は組織長へ適切な権限委譲を実施することにより、業務執行の効率化を図る。
- (3)各グループ会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制については、それぞれの企業規模・特性等を勘案して、各グループ会社が自律的に、「取締役会規則」に基づく取締役会の適宜開催、及び「組織規則」、「職務権限規程」、「稟議規程」その他の社内規則等に基づく適切な権限委譲が実施できるよう指導することにより、職務執行の効率化を図る。
- 4. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、取締役会議事録、各専門の委員会議事録、稟議書その他の文書又は電子文書に記載・記録する。また、これらの情報を記載・記録した文書及び電子文書を、「情報セキュリティ基本規程」並びに「文書管理基準」及び「電子情報管理基準」に従って、適切かつ安全に、検索性の高い状態で、これらの基準に定める期間保存・管理する。

- 5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1)DNPグループにおける業務の適正を確保するため、DNPグループ全社員(取締役を含む)が「DNPグループ行動規範」に則って行動すべく、研修等を通じてこれらの徹底を図るとともに、業務の適正を確保するための体制等の構築及び運用に関して、「DNPグループ・コンプライアンス管理基本規程」及び「関係会社管理規程」を制定し、各グループ会社には、これらを基礎として、それぞれ諸規程を制定・整備するよう指導する。
- (2)各グループ会社には、前号の方針等に基づき、それぞれの企業規模・特性等を勘案して、親会社との事前協議事項又は事後報告事項を定めた「稟議規程」等の諸規程を自律的に整備させ、各グループ会社の取締役等の重要な職務執行に関する当社への報告体制を構築・運用させるとともに、その職務執行が、法令及び定款に適合すること及び効率的に行われることを確保する。その他、事業内容・規模等に照らして自社に必要な体制・手続を自律的に決定し、実施・点検・評価・改善を行うよう指導する。
- (3)当社監査室、当社企業倫理行動委員会、各専門の委員会その他の本社各基本組織は、前各号の実施状況について、監査もしくは検査、指導・教育を行う。
- 6. 当社監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1)当社監査役会は、当社監査役の職務を補助するため、監査役室を設置し、専任のスタッフを置く。なお、当社監査役の当該スタッフに対する 指示の実効性を確保するため、当該スタッフに対し、適切な調査・情報収集権限を付与する。
- (2)監査役室スタッフは、当社監査役の指揮命令の下にその職務を執行する。なお、当該スタッフの人事考課、異動、懲戒等については、当社監

査役会の同意を得る。

- 7. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人等が当社監査役に報告をするための体制、監査役の職務執行に伴う費用に係る方針、その他監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1)当社監査役は、必要に応じて、いつでもDNPグループの取締役及び使用人等に対して、業務執行等に関する報告を求めることができるものとし、DNPグループの取締役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者は、当社監査役から報告を求められた場合は、速やかに報告を行う
- (2)当社取締役は、法令に違反する事実その他DNPグループに著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときは、当社監査役に対して当該事実を速やかに報告する。
- (3)当社監査室及び当社企業倫理行動委員会は、DNPグループに対する監査内容、DNPグループにおける業務の適正を確保するための体制等の構築・運用状況等について、それぞれ定期的に当社監査役へ報告する。
- (4) 当社監査役は、グループ会社監査役連絡会を開催し、グループ会社監査役との間で意見交換を行う。
- (5) 当社監査役の職務の執行上必要と認める費用については、当社が負担するものとし、当社監査役会は、事前・事後に当社に請求できる。
- (6) 当社代表取締役社長は、定期的に、当社監査役会と意見交換を行う。

#### [2]運用状況の概要

本社各基本組織の長及び各グループ会社の社長は、毎年、所轄する規程等の整備状況や所管従業員等への周知状況などを確認し、3月末日までに「部門確認書」として取り纏め、上記体制が有効に機能していることを、内部統制の統括組織である当社企業倫理行動委員会に報告している。

#### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係遮断に向けた体制については、「DNPグループ行動規範」において反社会的勢力との企業活動を一切行わないことを定め、これを遵守するとともに、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には関係遮断を可能とする取り決めを、各取引先との間ですすめる。また、反社会的勢力による不当要求に備えて、警察、弁護士等の外部専門機関との連携を強化する。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

#### 該当項目に関する補足説明

## 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者のあり方は、最終的には株主全体の意思に基づいて決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるか否かの判断についても、最終的には、株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えている。

しかし、当社株式の大量買付行為の中には、大量買付者のみが他の株主の犠牲の上に利益を得るような大量買付行為、株主が買付けに応じる か否かの判断をするために合理的に必要な期間・情報を与えない大量買付行為、大量買付け後の経営の提案が不適切である大量買付行為、 大量買付者の買付価格が不当に低い大量買付行為等、株主共同の利益を毀損するものもあり得る。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方として、当社の企業理念を理解し、当社の様々なステークホルダーとの信頼関係を築きながら、企業価値ひいては株主共同の利益を中・長期的に確保・向上させることができる者でなければならないと考えている。したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えている。

## 2. 会社の支配に関する基本方針の実現のための取り組み

この基本方針に基づき、当社株式の大量買付けが行われる場合の手続を定め、株主が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、大量買付者との交渉の機会を確保することで、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するために、当社は、買収防衛策を導入しているが、2013年6月27日開催の当社第119期定時株主総会において承認を得て、一部変更の上、継続した(以下、継続後のプランを「本プラン」という)。本プランの概要は、次のとおりである。

#### (1)買付説明書及び必要情報の提出

株券等保有割合が20%以上となる当社株式の買付け等をする者(以下「買付者」という)は、買付行為を開始する前に、本プランに従う旨の買付 説明書、及び買付内容の検討に必要な、買付者の詳細、買付目的、買付方法その他の情報を、当社に提出するものとする。

#### (2)独立委員会による情報提供の要請

下記3. に記載された独立委員会(以下「独立委員会」という)は、買付者より提出された情報が不十分であると判断した場合は、買付者に対して、回答期限(最長60日)を定めて、追加的に情報を提供するよう求めることがある。また、当社取締役会に対して、回答期限(最長30日)を定めて、買付けに対する意見、代替案等の提示を求めることがある。

## (3)独立委員会の検討期間

独立委員会は、買付者及び当社取締役会から情報を受領した後60日間の評価期間をとり、受領した情報の検討を行う。なお、独立委員会は、 買付者の買付け等の内容の検討、買付者との協議・交渉、代替案の作成等に必要とされる合理的な範囲内(最長30日)で期間延長の決議を行うことがある。

## (4)情報の開示

当社は、買付説明書が提出された事実及び買付者より提供された情報のうち独立委員会が適切と判断する事項等を、独立委員会が適切と判断 する時点で株主の皆様に開示する。

## (5)独立委員会による勧告

独立委員会は、買付者が本プランに従うことなく買付け等を開始したと認められる場合、又は独立委員会における検討の結果、買付者の買付け等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがあると判断した場合は、当社取締役会に対して、本プランの発動(新株予約権の無償割当て)を勧告する。なお、独立委員会は当該勧告にあたり、本プランの発動に関して事前に株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことがある。

## (6) 当社取締役会による決議

当社取締役会は、独立委員会からの勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関して決議する。なお、当該決議を 行った場合は、速やかに、当該決議の概要の情報開示を行う。

#### (7)大量買付行為の開始

買付者は、当社取締役会が新株予約権の無償割当ての不実施を決議した後に、買付け等を開始するものとする。

#### 3. 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役の恣意性を排するためのチェック機関として、独立委員会を設置する。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で客観的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者の中から選任するものとし、当社社外取締役の塚田忠夫氏及び宮島司氏、並びに当社社外監査役の松浦恂氏が就任している。

#### 4. 本プランの合理性

本プランは、買収防衛策に関する指針等の要件を完全に充足していること、株主意思を重視するものとなっていること、経営陣から独立した独立委員会の判断が最大限尊重されること等の点で、合理性のあるプランとなっている。そのため、本プランは、当社の上記基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断している。

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト参照。(http://www.dnp.co.jp/ir/pdf/info\_130627bouei.pdf)

#### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示体制の概要)

# 1. 適時開示に係る基本方針

当社は、株主・投資家の皆様に対して「ディスクロージャーポリシー」を公表し、透明性・公平性・継続性を基本に、関連法令及び東京証券取引所の「適時開示規則」に従い、適時適切に会社情報の開示を行うとともに、これに加えて、当社への理解を得ていただく上で必要または有用と思われる情報についても、迅速かつ積極的に、情報開示を行っている。

#### 2. 適時開示の社内体制

#### (1)情報開示委員会の設置及び情報開示規程の制定

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議において、財務報告の信頼性を確保するための体制及び当社が会社 情報の適時適切な開示を行うための体制を整備するため、当社の担当取締役及び執行役員で構成された「情報開示委員会」を設置し、また、そ の具体的な運営体制を明確にするため、「情報開示規程」を制定している。

#### (2)情報開示委員会の役割

情報開示委員会は、決算に関する情報、決定事実に関する情報、発生事実に関する情報、その他投資家等に重大な影響を与える可能性のある 会社情報について、その開示の要否、内容、方法及び時期等につき、「情報開示規程」に従って、審議、承認を行う。また、次項に定める会社情 報の収集・開示体制及び手続の有効性を、継続的に評価している。

なお、情報開示委員会事務局は、情報開示委員会の付託に基づき、委員会の活動を補佐する。

#### (3)会社情報の収集・開示体制及び手続

情報開示委員会は、DNPグループの各組織における部門情報管理者を通じて、それぞれが所轄する社員から報告される会社情報を収集し、 「情報開示規程」に従って、当該情報の開示の要否、内容、方法及び時期等につき審議を行い、開示の承認後、速やかに開示する。なお、決定事 実に関する情報や決算に関する情報等、当社取締役会の決議を要する会社情報については、当該取締役会開催に先立ち、情報開示委員会に よる開示の承認が行われ、当該取締役会決議後に開示される。

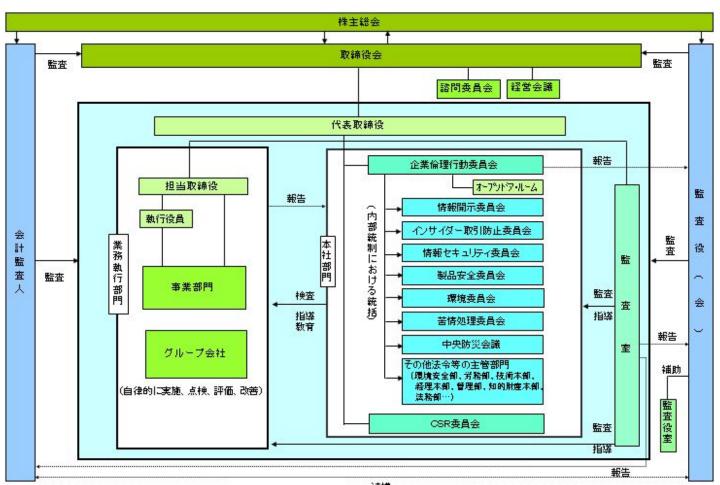
#### (4)教育•研修

情報開示委員会は、DNPグループ全社員に対して、会社情報の適時適切な開示の重要性や会社情報の収集・開示体制及び手続きについて、 社内研修等を通じて周知徹底に努める。

#### (5)検査・監査体制

情報開示委員会は、DNPグループの内部統制を統括する企業倫理行動委員会に対して、定期的に活動状況を報告し、同委員会の検査・指導を 受け、適切な収集・開示体制の維持・向上を図っていく。

また、当社監査室は、情報開示委員会その他のDNPグループにおける開示に係る体制及び手続を監査する。



連携